

高齢者の消費者被害を防ぎましょう！

地域包括支援センターでは、地域にお住いの高齢者の皆さまが安心して暮らしていくことが出来るよう、地域の方々や関係機関と連携を図り高齢者の様々な困りごとに対応しています。今回は、高齢者の消費者被害の防止についてお伝えします。

1 「クーリング・オフ」制度について

「電話勧誘販売」や「訪問販売」、「訪問購入（押し買い）」など、じっくり考える間もなく、**相手の一方的な勧誘による消費者トラブル**が発生しています。



クーリング・オフは、契約した後で冷静になって考え直し、契約をやめたいと思ったら、一定の期間の間であれば理由を問わず消費者から申し込みを撤回したり、契約を解除することが出来る制度です。

【クーリング・オフの手続き方法】

- ① クーリング・オフは書面で行います（ハガキで出来ます：契約解除通知書）。
- ② 発送前に両面をコピーしておきます（5年間保存）。ハガキはポストに投函せず、郵便局窓口で「特定記録郵便」として送り、記録を残します。
- ③ クーリング・オフが出来る期間内に通知します（※ 8日以内）。
- ④ クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社へ同様に通知します。
- ⑤ 返金を確認し、商品を引き取ってもらいます。

※ 適法な契約書面を受け取っていない場合は、8日間（マルチ商法、内職商法等は20日間）を過ぎていても、クーリング・オフが可能です。

郵便はがき

〒□□□□□□

○県○市○町

○丁目○番○号

株式会社

代表者 様

契約解除通知

契約年月日 令和○年○月○日

商品名 ○○○○○○

金額 ○○○○○円

販売会社名 ○○○株式会社

・右契約を解除します。

・支払った○○○円を早急にお返しく下さい。

・商品はすみやかに引き取りください。

令和○年○月○日

住所 長野県上田市○○○○○

氏名 ○○○○

【書面での通知の例】

なお、「通信販売」「店舗購入」にはクーリング・オフの制度がありませんが、クーリング・オフ以外にも契約を解除出来る場合があります。

あきらめずに上田市消費生活センター（75-2535）へ相談をしてください。

裏面もご覧ください

2 『留守番電話』や『特殊詐欺等被害防止対策機器』の活用について

高齢者の消費者トラブルの特徴のひとつとして、電話勧誘からはじまるものが多いことがあげられます。しつこい勧誘や脅迫まがいの売り込み、特殊詐欺などの迷惑電話を排除すればトラブルに巻き込まれることが減ります。

特に、特殊詐欺の場合は『対応電話機の活用』や『固定電話機を留守番電話』にして犯人と直接話しをしないことが重要です！



【特殊詐欺等被害防止対策機器の設置補助金について】

上田市では、しつこい勧誘や脅迫まがいの売り込み、特殊詐欺などの迷惑電話から高齢者を守るため、『特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び設置費用』に対して、補助金を交付しています（購入及び設置費用の2分の1 上限5,000円 ※詳細は下記連絡先へ）。

1 対象機器

(1) 固定電話に接続する自動応答録音装置

お手持ちの電話機に取り付ける装置で、電話着信時に通話内容を録音することを相手に伝え、自動録音します。

(2) 固定電話に接続する自動着信拒否装置

お手持ちの電話機に取り付ける装置で、悪質業者の電話番号を自動で判別し、着信を拒否します。

(3) 特殊詐欺等対策機能付電話機

上記の自動応答録音装置または自動着信拒否装置の機能がついている電話機（両方の機能がついている電話機もあります。）

2 対象者（以下の全てに当てはまる方）

- (1) 上田市に住所を有する満65歳以上の方
- (2) 市内の住居に設置した方（1世帯につき1台に限る）
- (3) 市税を滞納していない方



3 申請受付期間

令和3年4月1日から令和4年2月10日まで（申請状況により期間内の終了あり）

※詳しくは、上田市生活環境課 電話 0268-22-4140 までご相談ください。



上田市神川地域包括支援センター

〒386-0016

上田市国分 533-20

☎ 29-2266 ・ FAX 29-2260

時間 午前8時30分～午後5時15分

月曜日～金曜日（祝日は除く）

（時間外・休日は24時間電話にて対応いたします。）

上田市神川地域包括支援センターは 社会福祉法人上田市社会福祉協議会 が上田市から委託を受けて運営しております。